

「秋田県立大学構内広告掲示事業」協力広告代理店募集要項

本学では民間企業等との協働により地域の活性化を図るため、秋田県立大学構内（秋田キャンパス・本荘キャンパス）への広告事業を実施いたします。

つきましては、広告主の広告業務代行等を通じて広告事業の効果的・効率的な実施に協力していただける広告代理店（以下、「協力広告代理店」という。）を次のとおり募集します。なお、広告の掲示は「公立大学法人秋田県立大学広告事業の実施に関する規程」（以下、「実施規程」という。）に基づき行います。

1. 広告事業の名称

秋田県立大学構内広告掲示事業

2. 概要

秋田県立大学構内への広告事業について、協力広告代理店が広告掲載の申込み、契約の締結その他広告掲載にかかる事務手続きを行い、広告料を本学に納付すること。

3. 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

4. 掲出場所・広告規格・枠数 ※掲示場所は別添のとおり

（1）秋田キャンパス

- ・縦 2,000 mm×横 840 mm 以内 8 枠（箇所）
- ・縦 1,076 mm×横 774 mm 以内 8 枠（箇所）

（2）本荘キャンパス

- ・縦 2,000 mm×横 840 mm 以内 10 枠（箇所）

5. 広告物の仕様

以下事項に留意のうえ、広告物の仕様を提案すること。

- ・美観に優れ安定的に自立式の広告表示具とする。
- ・ポスター等の掲示物の掲示作業性にも優れ、繰り返しの利用にも適した広告表示具とする。
- ・ポスター材質は再剥離の弱粘性シートで糊や傷が残らないものなど工夫すること。

6. 広告料（最低価格）

660,000 円（税込）

7. 申込方法等

広告事業申込書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、以下の書類を添えて、企画・広報本部企画チームへ、令和5年2月10日（金）まで提出してください。なお、郵送の場合は、令和5年2月10日（金）を必着とします。

- ・商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・事業所（会社）概要
- ・版下原稿の案

8. 審査・決定

広告事業申込書（様式第1号）及び提出書類の内容について、実施規程第7条第2項に定める基準に適合しているか審査を行い、協力広告代理店を決定します。申込数が複数の場合、提出していただいた書類等に基づき、業務内容、信頼性その他（広告料）の条件を総合的に評価し1社を選定します。協力広告代理店が決定したときは、広告事業決定通知書（様式第2号）により通知します。

9. 掲出に関しての留意事項

- ① 協力広告代理店は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行うこと。
- ② 版下原稿等の作成及び広告物の設置等に要する経費は、協力広告代理店の負担とする。
- ③ 掲出場所における広告の設置作業及び撤去作業は本学の指示に基づき協力広告代理店が行います。
- ④ 掲出期間中に広告内容を変更する場合は、変更を希望する日の2週間前までに本学と協議すること。
- ⑤ 実施規程又は本募集要項の規定に抵触する場合は、掲出期間中であっても広告の掲出を中止する場合があります。
- ⑥ 掲出した広告について剥がれるなどしている場合は、直ちに協力広告代理店の負担でメンテナンスを行うこと。
- ⑦ 広告の内容に関する苦情等紛争については、協力広告代理店の責任において対応・解決することとし、本学は一切責任を負いません。
- ⑧ その他、この募集要項に定めのない事項については、本学と協力広告代理店が協議の上決定します。

10. 広告料の納付

協力広告代理店に対して、「振込依頼書」を送付しますので、「振込依頼書」を受理した日から翌月末日までに納付してください。

【関連ファイル】

公立大学法人秋田県立大学広告事業実施規程

【申し込み・問い合わせ先】

秋田県立大学 企画・広報本部 企画チーム

〒010-0195 秋田県秋田市下新城野字街道端西 241-438

TEL.018-872-1521 FAX.018-872-1670

MAIL : koho_akita@akita-pu.ac.jp